資料４－２

第２次千葉市学校教育推進計画
第５次千葉市生涯学習推進計画

概要

序章　千葉市の教育行政について

（１）第２次学校教育推進計画・第５次生涯学習推進計画について

法的な位置付け

「第２次学校教育推進計画」及び「第５次生涯学習推進計画」は、教育基本法第１７条第２項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めます。

本市の教育行政における役割について

学校教育、社会教育、家庭教育という３つの教育分野のうち、本市では「第２次学校教育推進計画」は主に学校教育を、「第５次生涯学習推進計画」は主に社会教育を担う計画とします。

また、「こどもプラン」は、子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進する計画であり、教育の分野においては、主に家庭教育への支援を担っています。

これらの計画は、相互に補完しあい、連携して教育行政を推進していきます。

参考　**概念図**

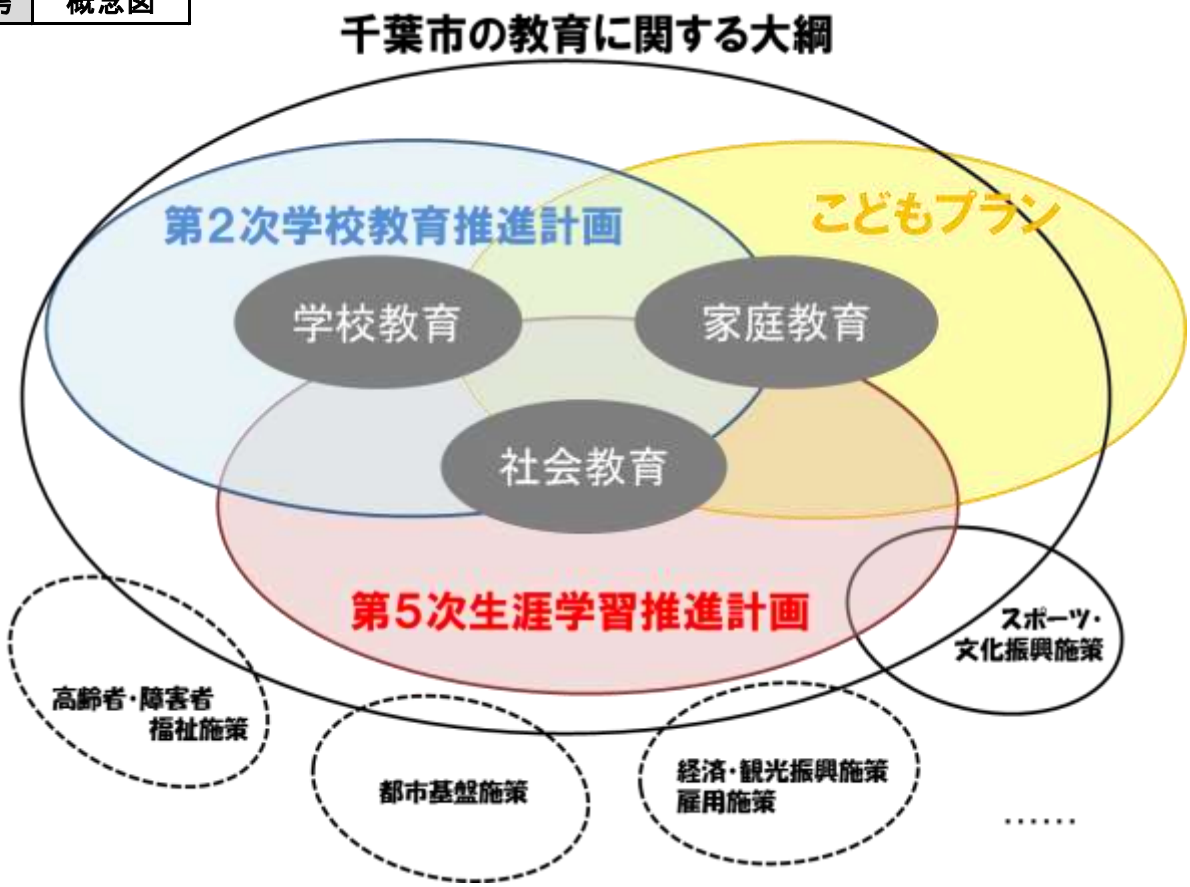

（２）第２次学校教育推進計画・第５次生涯学習推進計画の計画期間

平成２８年度（2016年度）～令和３年度（2021年度）

（３）第２次学校教育推進計画・第５次生涯学習推進計画の推進にあたって

・ＰＤＣＡサイクルに基づく計画の進行管理
・中間年度（令和元年度）におけるアクションプランの見直し

第2章　　第５次千葉市生涯学習推進計画　「総論」

1　第５次生涯学習推進計画の策定にあたって

（１）策定の基本方針

民間（地域、企業、高等教育機関、社会教育関係団体等）と行政が、相互に連携・協働しながら学びを生かした活力あるコミュニティの形成に資する計画とします。

（２）計画策定の背景

ア　生涯学習に対する多様な市民ニーズ
イ　多様な人が集い連携・協働して学習する仕組みづくりの必要性
ウ　変化の激しい社会を生き抜く力の必要性

上記の背景を踏まえ、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指します。

（３）計画目標

市民の「学びはじめ」から「学習機会の提供を受けた学習活動」を経て「学習成果の活用による地域づくり」が実現できる環境づくりを進めます。

> 目標：市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める。
> 　　～　学びを通して地域がつながるまち　千葉市　～

（４）計画策定の３つの視点

ア　生涯学習の普及啓発
イ　学習機会の提供等を通じた学習活動の支援
ウ　学習活動の成果の活用による地域づくり

2　第５次生涯学習推進計画の基本的考え方

（１）計画の対象範囲

教育委員会が所掌する事業等を中心に、地域社会で実施される教育（社会教育）に関する施策と、それに関連する重要施策を対象範囲とします。

なお、文化・芸術やスポーツの振興等、個別に部門計画が策定されている分野については、その方針・施策に十分配慮の上、連携を図ります。

（２）計画の体系

３つの施策展開の方向性、７の施策、４４のアクションプラン

（３）概念図
（４）千葉市の生涯学習を支える連携・協働イメージ

右図参照

千葉市の生涯学習を推進し、支えるためには、行政のみならず、様々な主体が相互に連携・協働していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築する必要があります。

3　現状と課題

第4次計画の基本施策に照らし、各種アンケート調査結果をもとに、本市を取り巻く生涯学習環境の現状と課題を整理しました。

（１）「家事などで時間がとれない」「生涯学習は必要と感じない」という市民が増えている。
（２）変化・多様化する社会において、市民の学習ニーズが非常に多岐にわたっている。
（３）学習活動を行う団体会員の固定化・高齢化が進展している。
（４）ボランティア・地域活動を行ってみたい市民の増加率に比して、実際に活動を行った市民の増加率が伸び悩んでいる。
（５）生涯学習団体の学習成果の活用方法について、「市施設や地域の文化祭への参加」が大多数を占めている。
（６）子どもを守りはぐくむ事業の一部に、活動の長期化により担い手となる地域人材の減少

4　第５次生涯学習推進計画　［概念図］

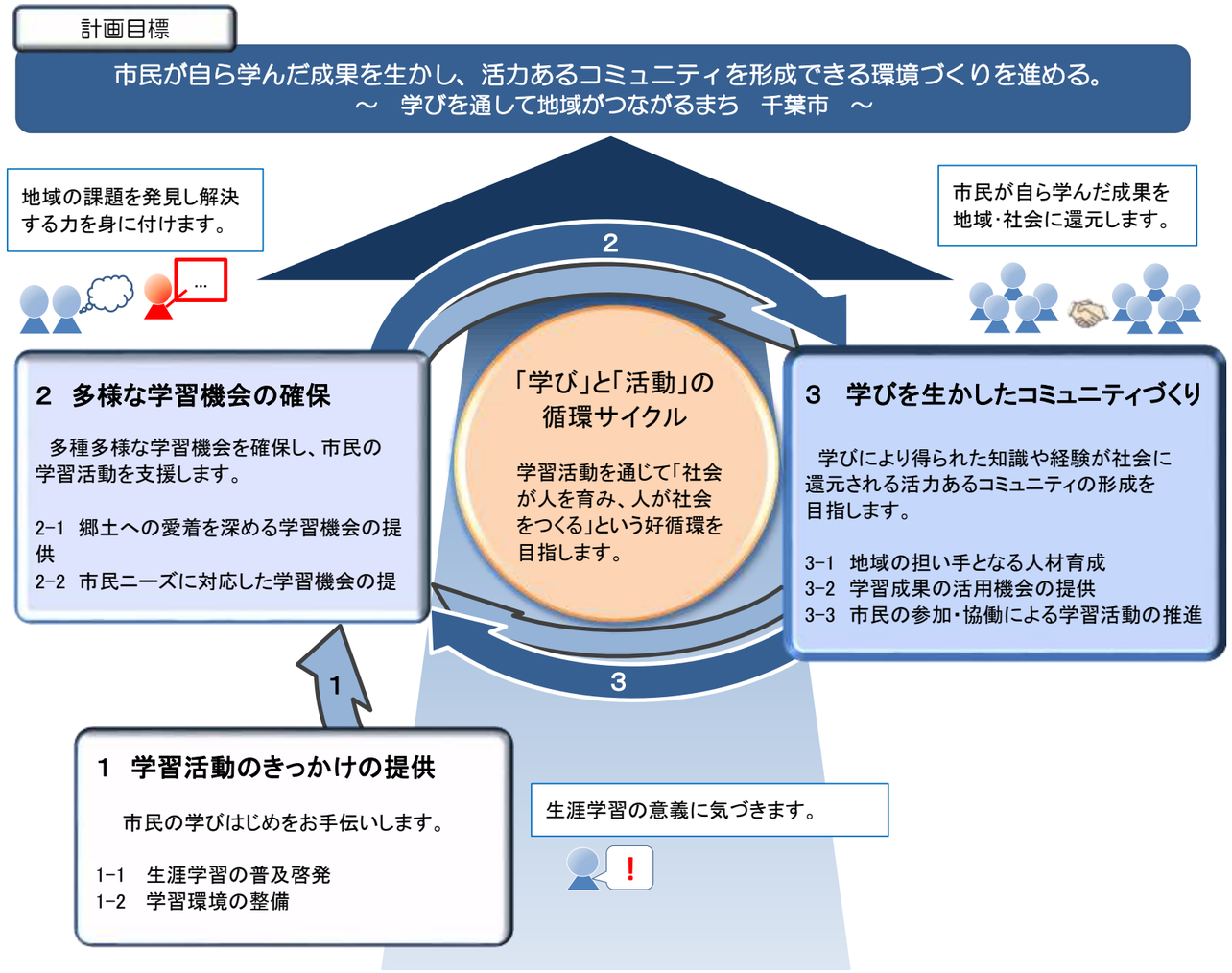

第2章　　第５次千葉市生涯学習推進計画　「各論」

今後６年間にわたる生涯学習行政の方向性 施策展開の方向性（3項目）	施策展開の方向性を推し進めるための基本方針 達成度を測るため成果指標を設定 施策（７項目）	施策に基づき実施する事業のうち、特に重要なものに目標を設定し、施策の確実な実現を目指します。 中間年度（令和元年度）に見直しを行い、３９事業から４４事業になりました。 アクションプラン（44事業）※再掲除く
1 学習活動のきっかけの提供 市民の学びはじめをお手伝いします。	**1-1　生涯学習の普及啓発** ○ 市民に学びの楽しさ、大切さに興味・関心を持ってもらえるよう、様々な機会・手法を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりにつなげます。 ○ 国・県・大学等、市以外が提供する学ぶ場についても積極的に情報発信し、学習機会の拡大に努めます。 ○ 学習に関する各種相談を受け付けることで、スムーズな学びはじめ・学び直しをお手伝いします。	**拡充**　1-1-1　学ぶ場と学ぶための情報提供の充実 1-1-2　学習のきっかけづくりとなる生涯学習イベントの開催 **新規**　1-1-3　eラーニングの普及事業の実施
	1-2　学習環境の整備 ○ 学びに興味を持った市民が学習活動を始めるにあたって、快適で参加しやすい学習環境の確保に努めます ○ ＩＣＴ等の活用を通した生涯学習施設の利用サービスの向上に努めます。 ○ 生涯学習施設等の保全・改修により、学習環境の維持・向上に努めます。	**拡充**　1-2-1　生涯学習施設等の利用環境の充実 **拡充**　1-2-2　図書館サービスの向上 1-2-3　子どもの居場所の確保 **新規**　1-2-4　公民館の改築 **拡充**　1-2-5　公民館の改修 **拡充**　1-2-6　中央図書館・生涯学習センター等の改修 1-2-7　コミュニティセンターの改修 **追加**　1-2-8　千葉市科学館リニューアル **追加**　1-2-9　公民館への社会教育主事配置
2 多様な学習機会の確保 多種多様な学習機会を確保し、市民の学習活動を支援します。	**2-1　郷土への愛着を深める学習機会の提供** ○ 郷土に対する理解と愛着を深めるため、地域の歴史や文化資源を生かした学習機会を提供します。 ○ 郷土の伝統・文化を適切な保護・保存方法により後世に引き継ぐとともに、ふるさと意識の醸成を図ります。	**新規**　2-1-1　加曽利貝塚の国特別史跡指定 **拡充**　2-1-2　文化財の保存･活用の推進 **拡充**　2-1-3　郷土の理解を深める講座・事業の充実 **追加**　2-1-4　縄文文化調査研究の推進 **追加**　2-1-5　特別史跡加曽利貝塚の魅力向上
	2-2　市民ニーズに対応した学習機会の提供 ○ 急速に変化・多様化する現代社会において、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応するため、幅広い分野にわたる学習機会を提供します。 ○ 科学・技術に関する講座・事業を通じて、市民のライフスタイルに科学が溶け込む環境づくりを進めます ○ 様々な立場の市民が、生涯を通じて必要な知識・技能を身に付けられるよう、学び直しを支援します。 ○ 子どもから子育て世代、お年寄りまで、様々な世代のライフステージに応じた学習機会を提供します。	2-2-1　現代的課題学習事業の実施 2-2-2　文化・芸術学習事業の実施 2-2-3　スポーツ・レクリエーション推進事業の実施 **新規**　2-2-4　「（仮称）瑞穂情報図書センター」の整備 2-2-5　科学関連学習事業の実施 **拡充**　2-2-6　未来の科学者育成プログラムの充実 **新規**　2-2-7　キャリア教育の推進 **拡充**　2-2-8　放課後子ども教室の推進 **拡充**　2-2-9　子ども読書活動の推進 2-2-10　青少年教育・少年教育事業の実施 **拡充**　2-2-11　家庭教育支援事業の実施 **拡充**　2-2-12　高齢化社会に対応した学習機会の提供 **追加**　2-2-13　公民館主催講座の実施・拡充
3 学びを生かしたコミュニティづくり 学びにより得られた知識や経験が社会に還元される活力あるコミュニティの形成を目指します。	**3-1　地域の担い手となる人材育成** ○ 地域における学習活動の活発化を図るため、専門的知識を持つリーダーをはじめ、地域・団体活動のリーダー、ボランティア等の人材を育成します。 ○ 講座などの学習活動をきっかけとして仲間づくり、絆づくりを進め、学習活動の担い手の育成につなげます。	**拡充**　3-1-1　団体・グループ活動のリーダーの養成・育成 **拡充**　3-1-2　ボランティアの育成 **拡充**　3-1-3　家庭教育支援事業の実施（一部再掲） **拡充**　3-1-4　高齢化社会に対応した学習機会の提供　（一部再掲）
	3-2　学習成果の活用機会の提供 ○ 学習の成果を社会・地域に還元できるよう、様々な活用方法や機会を提供します。 ○ ボランティア等が市民の一人に自律して活躍できるよう、支援が必要な者とのマッチングや活動紹介等の機会を確保します。 ○ ボランティア等が自ら積極的に活動・情報発信できるよう、拠点となる場所を確保します。	3-2-1　市民自主企画講座や施設ボランティアによる学習機会の提供 3-2-2　学習成果の発表機会の提供 3-2-3　青少年交流事業の実施 **拡充**　3-2-4　ボランティアセンター等におけるコーディネートの実施 **新規**　3-2-5　生涯学習ボランティアの活動場所の提供
	3-3　市民の参加・協働による学習活動の推進 ○ 地域が自主的に取り組む活動を支援し、地域課題を自ら解決するコミュニティづくりを目指します。 ○ 団体活動の後援及び情報発信の支援等を行います。 ○ 地域で活動する団体相互の連携を支援します。	**拡充**　3-3-1　多様な主体による学習活動の推進 **拡充**　3-3-2　公民館を拠点とした地域連携の推進 3-3-3　地域交流・多世代交流事業の実施 **拡充**　3-3-4　学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進 3-3-5　健全育成活動の推進 3-3-6　特別教室等の開放 3-3-7　社会教育関係団体の育成